

法人二税の税制改正について

平成28年12月
広島県

H26税制改正の概要

- ◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、税率が改正されました。
- ◆最初の事業年度の予定申告については、経過措置が設けられています。

<予定申告の経過措置>

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告の計算方法については次のとおりです。

【法人県民税(法人税割)】	(前事業年度の法人税割額×3.8)÷前事業年度の月数
【法人事業税】	(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×7.5
【地方法人特別税】	(前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数)×4.0

H27税制改正の概要

- ◆平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税対象法人の税率が改正されました。
- ◆均等割の税率区分の基準及び資本割の課税標準額が見直されました。

<均等割の税率区分の基準及び資本割の課税標準の見直し>

- ・均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、「資本金+資本準備金」が下限となります。
- ・資本割の課税標準となる「資本金等の額」について、「資本金+資本準備金」が下限となります。

※均等割・資本割ともに平成27年4月1日開始事業年度より適用

H28税制改正の概要

- ◆平成27年度税制改正で見直された外形標準課税対象法人の税率について、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、平成28年度税制改正で更なる見直しがあり、税率が改正されました。
- ◆平成31年10月1日以後に開始する事業年度について、以下のとおり税率が改正されました。
 - ・地方法人税の拡充に伴い、法人県民税法人税割の税率が改正されました。
 - ・地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元することに伴い、法人事業税の税率が改正されました。
 - ・最初の事業年度の予定申告については、経過措置が設けられています。

<予定申告の経過措置>

平成31年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告の計算方法については次のとおりです。

【法人県民税(法人税割)】	(前事業年度の法人税割額×1.9)÷前事業年度の月数
【法人事業税】	(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×8.6

<お問い合わせ先>

西部県税事務所	法人課税課	TEL 082-513-5353, 5355, 5357
東部県税事務所	課税第一課	TEL 084-921-1311 (内線: 2231, 2232)
北部県税事務所	課税課	TEL 0824-63-5181 (内線: 3129, 3131)
県庁税務課	指導第一グループ	TEL 082-513-2327



新税率

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から段階的に税率が改正になります。



<法人県民税>

区 分		税 率			
		平成26年 9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が2千万円以下の法人	5.0%	3.2%	1.0%	
	資本金の額又は出資金の額が2千万円を超える法人又は相互会社等	課税標準となる法人税額が年額1千万円以下のもの	5.0%	3.2%	1.0%
		課税標準となる法人税額が年額1千万円を超えるもの	5.8%	4.0%	1.8%

(注) 「法人の県民税の特例に関する条例」による法人税割の税率の特例が5年間延長されました。

<法人事業税>

○外形標準課税法人以外の法人

区 分	法人の種類	所得(個別所得)区分等	税 率		
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度(※2)	平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
所得割	普通法人 (一般の法人、人格のない社団や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	5.0%(※3)
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.0%	5.1%	7.3%(※3)
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	9.6%(※3)
		軽減税率不適用法人(※1)			
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	5.0%(※3)
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	6.6%(※3)
軽減税率不適用法人(※1)					
収入割	電気・ガス供給業、生命・損害・少額短期保険業を行う法人	収入金額	0.7%	0.9%	1.3%(※3)

○外形標準課税法人

区 分		税 率				
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度(※2)	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%(※4)	1.9%(※3)
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%(※4)	2.7%(※3)
	所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%(※4)	3.6%(※3)
	軽減税率不適用法人(※1)					
	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%(※4)	
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%(※4)	

<地方法人特別税>

区 分	税 率			
	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度(※3)
外形標準課税法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%(※4)
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	81%	43.2%		
収入金額課税対象法人の基準法人収入割額	81%	43.2%		

- ※1 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人をいいます。
- ※2 平成20年9月30日以前に開始する事業年度に係る税率については、お問い合わせください。
- ※3 平成31年10月1日開始事業年度から地方法人特別税は廃止され、法人事業税に還元されます。
- ※4 平成27年度税制改正で見直された平成28年4月1日以後開始事業年度について、平成28年度税制改正で更なる見直しがあり、税率が改正されました。